



(仮称) 小金井市新福社会館 建設基本計画

「つなぎ、つながり、支え合い、高め合う、新しいきずなを創ります」

(仮称) 小金井市新福社会館建設基本計画の策定にあたって

昨今の社会情勢は、少子・高齢化の更なる進展、家庭環境の変化、障がいのある方の自立と社会参加の進展に伴い、市民ニーズの多様化・高度化が進むとともに、だれもが輝ける共生社会の実現が求められています。また、福祉に求められる役割も大きく様変わりし、かつての限られた人たちへの支援にとどまらず、生活や暮らしを社会全体で支えるようになってきていると考えています。こうしたなか、老朽化し、閉館した福社会館における活動場所の早期回復は急務であります。



計画の策定にあたりましては、(仮称) 小金井市新福社会館建設基本計画市民検討委員会において、非常に熱心な御議論がなされ、市民検討委員会案を平成30年1月に御提出いただきました。また、平成29年10月から11月に開催した市民参加による庁舎建設予定地活用市民ワークショップでは、新庁舎と新福社会館のハード面、ソフト面について様々な御意見をいただきました。これらを通して、改めて小金井市民の市民力の高さを実感させていただきました。

市民検討委員会から御提出いただきました(仮称) 小金井市新福社会館建設基本計画案やこれまでいただいた様々な御意見を真摯に受け止めさせていただき、このたび(仮称) 小金井市新福社会館建設基本計画を策定いたしました。

「つなぎ、つながり、支え合い、高め合う、新しいきずなを創ります」を基本理念として、保健福祉の総合的支援の充実、参加と協働による多様な交流や活動の推進、地域福祉活動の推進を導入機能とし、皆様とともに、地域共生社会を実現するための拠点として整備してまいります。

また、施設マネジメントの視点から新施設は、新庁舎と複合化を目指し、市民サービス向上にふさわしいものとして、また、多くの市民の皆様が訪れ、長く利用され、愛される施設を目指しています。

今後も引き続き、管理運営に関する事など、市民の皆様の御意見をいただきながら検討していきたいと考えています。

最後になりましたが、(仮称) 小金井市新福社会館建設基本計画市民検討委員会委員の皆様をはじめ、ワークショップに御参加いただいた皆様及びパブリックコメントに貴重な御意見を寄せられた皆様並びに市議会議員の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

小金井市長

西岡真一郎

はじめに

小金井市福祉会館（以下「旧福祉会館」といいます。）は、昭和43年に「社会福祉活動を推進し、市民相互の親睦と福祉の増進を図り、市民文化の向上に寄与する」という目的のもと設置され、平成28年3月31日に耐震上の問題や施設の老朽化等により閉館しました。

建設当初は地域における福祉活動の拠点である地域福祉センター、高齢者に対する健康増進、教養の向上等を目的とした老人福祉センター、また、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした公民館といった3つの主たる機能を持ち、その後の社会的ニーズに応じた機能の改廃のほか、社会福祉協議会を中心とした関係団体の各種事業を展開し、多くの市民の皆様から親しまれてきました。

築後40余年を経過した平成22年度に実施した耐震診断結果に基づく老朽化対策に向けた検討を行う中、平成26年度には、新たな施設を本町暫定庁舎用地に建設するとした（仮称）新福祉会館建設計画（案）（以下「旧建設計画案」といいます。）を策定し旧福祉会館を御利用いただいている市民の皆様の安全を第一に考え、極力早期の竣工を目指すこととしました。

その後、平成27年12月、市長交代に伴い、（仮称）新福祉会館建設に係る事業を中断、平成28年8月まで庁内プロジェクト・チームにおいて新たな案である庁舎建設予定地で新市庁舎等と（仮称）新福祉会館を複合化整備することについての調査・検討を行いました。同年10月、新庁舎建設等についてはゼロベースで見直すこととしたため、旧建設計画案についても白紙とし、同年12月、新庁舎及び（仮称）新福祉会館は、平成33年度竣工を目標とすることを表明しました。

そして、市の福祉保健施策の中心を担う福祉保健部内での検討、（仮称）小金井市新福祉会館建設に関する庁内検討委員会での調査・検討を経て、平成29年7月からは、公募市民を委員に含めた（仮称）小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会において、新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等について、建設の前提となる基本的な考え方を示す新施設建設基本計画（以下「計画」という。）の策定に必要な事項を検討・協議し、（仮称）小金井市新福祉会館建設基本計画（案）が市長に提出されました。

一方、市議会からは計画に係る機能等について、議員間討議結果による最大公約数意見の提出や決議が可決されたこともあり、それらの意見を踏まえて市において慎重に検討した結果として、「（仮称）小金井市新福祉会館建設基本計画」を策定しました。

目次

1	新施設整備の必要性	1
2	基本理念	2
3	施設建設基本方針	3
	(1) 計画における位置付け	3
	(2) 社会福祉施策の動向	4
	(3) 施設のコンセプト	5
4	建設場所	6
	(1) 建設予定地の概要	6
	(2) 建設場所決定の経緯	8
5	施設の役割と事業展開	9
	(1) 保健福祉の総合的支援の充実	10
	ア 保健衛生	10
	イ 子育て・子育て支援	11
	ウ 障がい者の社会参加支援	12
	エ 高齢者の就労・社会参加支援、生きがいづくり	13
	(2) 参加と協働による多様な交流や活動の推進	14
	ア 地域福祉の担い手づくり	14
	イ 多様な市民の交流・生きがいづくり	15
	(3) 地域福祉活動の推進	16
	ア 福祉と健康に関する総合的な相談、啓発・情報発信	16
	イ 福祉サービスの利用促進	17
	ウ 災害時ボランティア拠点	19
	(4) 社会福祉協議会について	20
	(5) 集約化対象施設について	21
6	各機能における関係機関との連携について	23
	(1) 機能全体の連携について	23
	(2) 保健衛生、子育て・子育て支援	24
	(3) 障がい者の社会参加支援	25
	(4) 高齢者の就労・社会参加支援、生きがいづくり	26
	(5) 多様な市民の交流・生きがいづくり	27
	(6) 福祉と健康に関する総合的な相談、啓発・情報発信	28
	(7) 福祉サービスの利用促進	31

7	施設整備方針	32
(1)	建物計画の基本的な考え方	32
(2)	外構計画の検討	35
ア	緑化計画・環境配慮について	35
イ	駐車場・駐輪場計画について	35
(3)	新庁舎と(仮称)新福祉社会館の整備手法について	36
(4)	建物の空間イメージ	38
(5)	建設規模	41
8	管理運営	42
9	災害時危機管理	43
(1)	災害に強い、安全な施設	43
(2)	災害時の機能転換について	43
(3)	災害ボランティアセンターについて	43
10	基本計画策定の経緯	44
(1)	(仮称)小金井市新福祉社会館建設に関する庁内検討委員会	44
(2)	(仮称)小金井市新福祉社会館建設基本計画市民検討委員会	45
11	(仮称)新福祉社会館建設に向けたこれまでの経緯	46

1 新施設整備の必要性

地域福祉を推進していく上での主役は、地域に暮らす市民一人ひとりであり、行政の取組に加えて、地域住民との協働や市民同士のネットワークの強化、ボランティア団体やNPO団体などとの連携が不可欠で課題ともなっています。

また、閉館した旧福祉会館は、早急に機能を回復することが求められています。一方、旧福祉会館の建設当時と比べて少子高齢化が急速に進展してきていること、保健福祉に関するニーズが多様化してきていることなどを背景に、将来的な公的支援の在り方そのものを的確に捉える必要が生じてきています。

このため、人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービスの提供を行うことを目的に保健福祉施設の複合化・多機能化を目指す必要が出てきました。

（仮称）新福祉会館建設に当たっては、現在の業務の見直しとともに、必要な機能の検討が求められます。そして新しいサービスを生み出していくという発想が大切です。

これらを踏まえ、福祉活動の拠点である福祉会館は、第4次小金井市基本構想「福祉と健康」分野の施策の大綱に掲げている「制度の枠組みを超えて地域福祉を進め、子育て・子育て支援を進めるとともに、高齢者が生きがいを持って安心して過ごせる、誰もが健やかに安心して暮らせる思いやりのあるまちづくり」を進めるための課題と目指すべき方向性の実現に向けた施設として、将来を見据え、地域住民や様々な関係団体との連携・協働により地域福祉を効果的に推進するための施設として整備する必要があります。

2 基本理念

「つなぎ、つながり、支え合い、高め合う、新しいきずなを創ります」

(仮称)新福祉会館建設の基本理念には、第2期小金井市保健福祉総合計画中の地域福祉計画で掲げている4つの理念「人間性の尊重」、「自主・自立の確保」、「参加・連帯と共生」及び「生活の質の向上」の視点は欠かせません。

また、地域のニーズや課題を受け入れ対応できる場として、実際生活に即する「学び」に関する視点を加えることで、小金井らしい施設づくりにつながります。

●「人間性の尊重」

人は、全て生まれながらにして尊厳ある存在であり、その人権が最大限に尊重されるとともに、また、障がいのある人も、高齢者も子どももみんなが地域社会を支えている大事な一員であるというノーマライゼーションの理念を定着させます。

●「自主・自立の確保」

全ての市民が、自主的な自己の意志に基づき、その能力に応じた自立的な生活が保持されるとともに、自己実現を図ることによって、有意義な生涯が送れるよう努めます。

●「参加・連帯と共生」

公私が協働するとともに、市民がお互いにそれぞれの生活や考え方を大切にしながら、主体的に社会参加し、連帯と支え合いのもとに共に生きる地域社会を形成します。

●「生活の質の向上」

全ての市民が、平和のもとに健康で、安心感や豊かさ、生きがいやゆとりを感じとれるような「生活の質」の維持・向上を図ります。

「小金井市地域福祉計画」

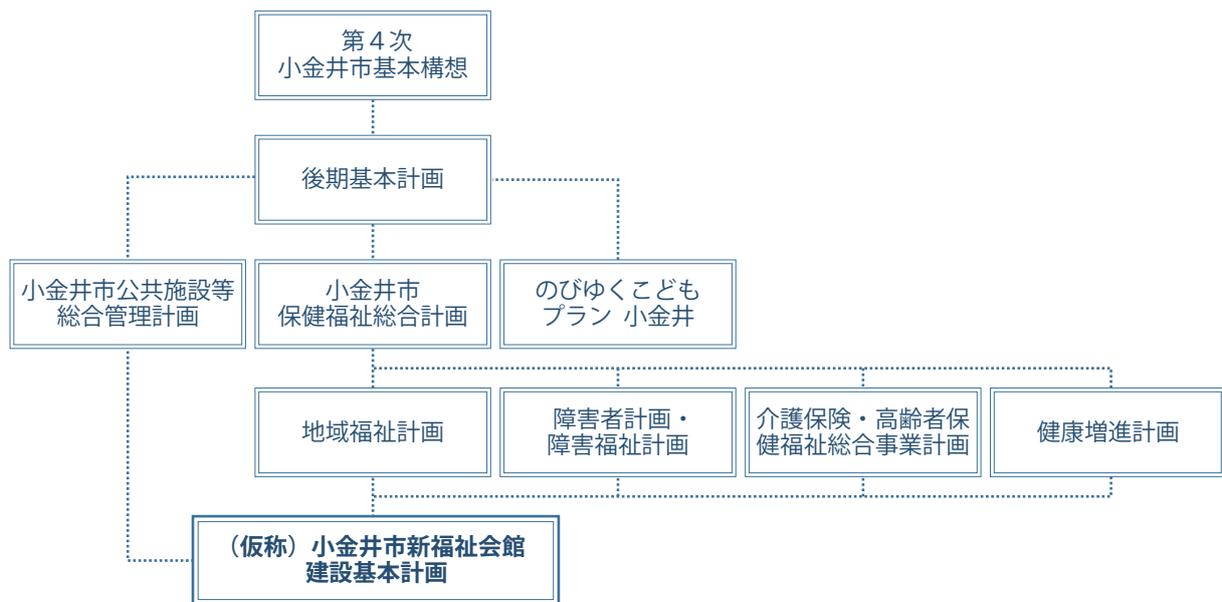
3 施設建設基本方針

(1) 計画における位置付け

市では、第4次小金井市基本構想（計画期間：平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）まで）において、平成32年度における本市の将来像を「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」とし、この実現に向けて4つの施策の大綱を定めました。

また、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする後期基本計画では、「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」（福祉と健康）の施策の大綱の中で、地域の福祉活動の拠点として（仮称）新福祉社会館の整備を図ることを主な取組として位置付けています。

市では平成29年3月、国における「インフラ長寿命化基本計画」の地方公共団体における行動計画の位置付けとなる「小金井市公共施設等総合管理計画」を策定しました。この計画は、市の最上位計画である「小金井市基本構想・基本計画」の将来像を公共施設マネジメントの面から達成する施策分野にあたるもので、（仮称）小金井市新福祉社会館建設基本計画は、個別施設計画に位置付けられます。



(2) 社会福祉施策の動向

戦後、日本の公的福祉サービスは、高齢者・障がい者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展に寄与してきました。

しかし、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援新制度など、各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などによって、既存の縦割りのシステムには課題が生じていることが指摘されています。

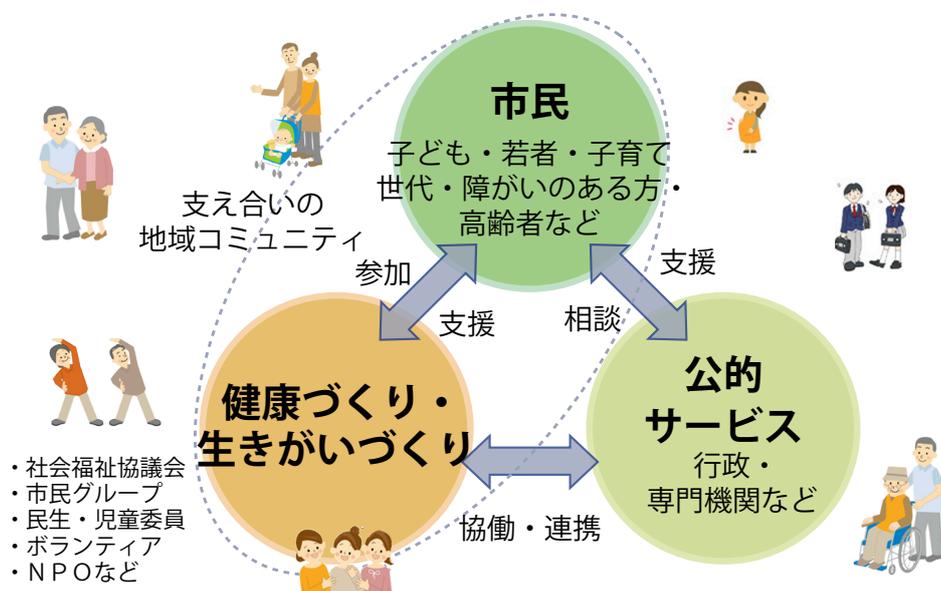
具体的には、制度では対象とならない生活課題への対応や、複合的な課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。また、今後は地方圏・中山間地方を中心に高齢者人口も減少し、行政やサービス提供側の人材確保の面から、従来どおりの縦割りでサービスを全て用意するのは困難となってくることも予想されます。

このような課題認識のもと、厚生労働省は、平成27年9月、誰もが支え合う地域の構築に向けた新しい福祉サービスを実現するため、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を示しました。

このビジョンにおいては、包括的な相談から見立て、支援調整の組立て、必要な社会資源の開発を行う包括的な相談支援システムや、高齢、障がい、児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みの構築によって、さまざまなニーズに対応する新しい包括支援体制の確立を目指しています。

さらに、平成29年2月には、厚生労働大臣を本部長とする「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部において、「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」が取りまとめられました。

その中においては、「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものであるとされています。さらに、厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして、今後の改革を進めていくものとうたわれています。

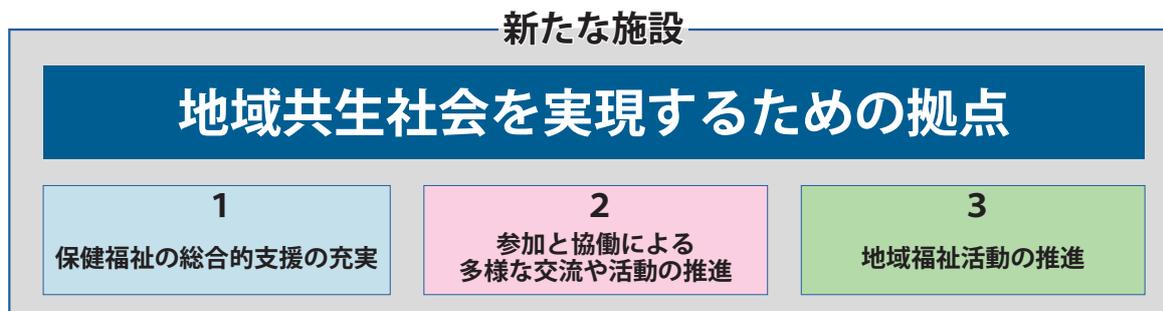
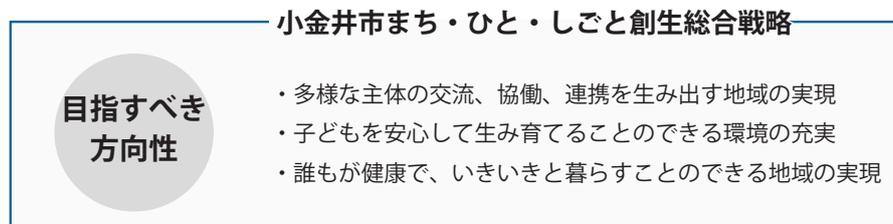
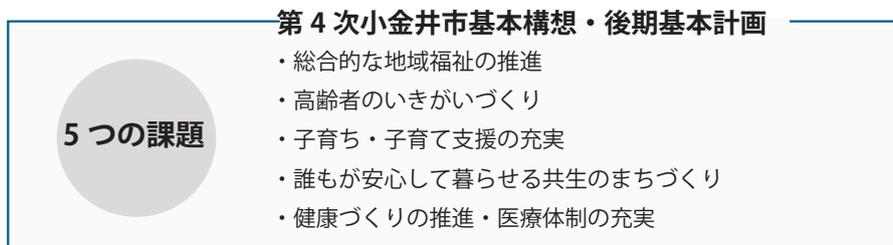


(3) 施設のコンセプト

新たな施設における基本的な機能「保健福祉の総合的支援の充実」、「参加と協働による多様な交流や活動の推進」、「地域福祉活動の推進」は、地域が抱える課題の解決力、地域を地盤とする包括的支援、地域丸ごとのつながりなどを強化していくこととなり、将来的に求められる地域共生社会の実現に欠かせないものです。

今後の法制度の動向、保健福祉総合計画などの関連計画、本市の地域特性、課題等に的確に対応できる拠点であることが大切です。

あらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して暮らすことのできる仕組みを構築しつつ、健康づくり・生きがいづくりの機会を提供します。



4 建設場所

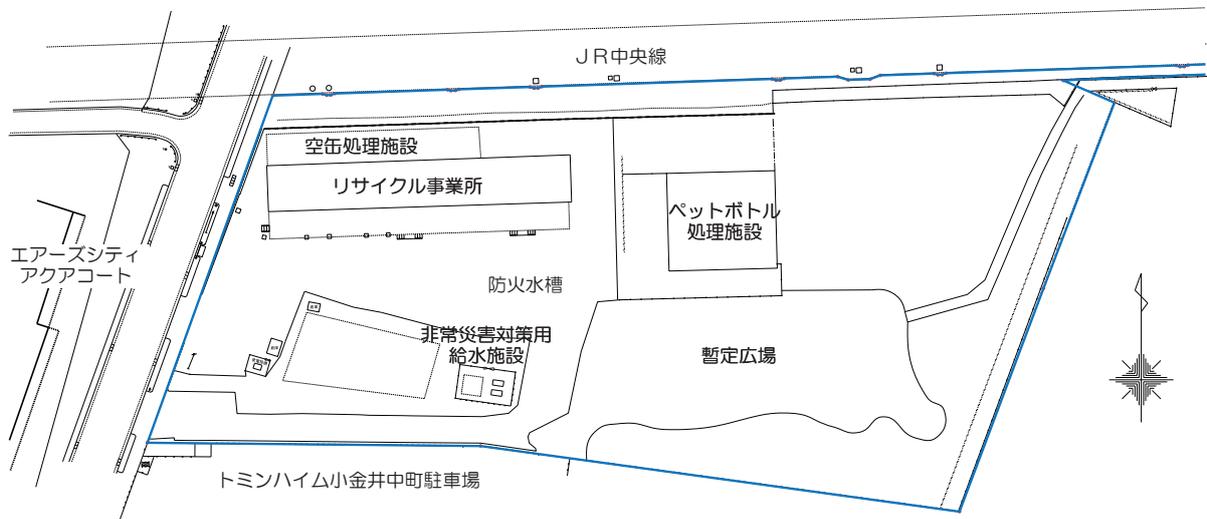
(1) 建設予定地の概要

敷地名	庁舎建設予定地（蛇の目ミシン工業工場跡地）	
所在地番	小金井市中町三丁目 1957 番 5、1957 番 7 及び 1957 番 9 小金井市緑町五丁目 1957 番 17	
敷地面積	11,252.05㎡	
法規制	用途地域	準工業地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	日影規制	4 時間、2.5 時間（測定面 4 m）
	高度地区	第 2 種高度地区
	防火地域	準防火地域
（参考数値）	建築面積（許容限度）	6,751.23㎡
	容積対象面積（許容限度）	22,504.10㎡
既存施設	・リサイクル事業所	・防火水槽
	・空缶処理施設	・非常災害用給水施設
	・ペットボトル処理施設	・暫定広場

計画地の周辺状況図



建設予定地 現況図



(2) 建設場所決定の経緯

(仮称) 新福祉社会館は、本市における地域共生社会を実現するための拠点を目指すことから、以下の観点から候補地について検討を行いました。

- あらゆる市民に親しまれる施設とするため、市域のいずれのエリアに偏らないことが望ましい。
- 市民サービス向上の視点から、福祉と保健に関する総合的な相談機能は、申請手続等の受付窓口と近接していることが望ましい。
- 福祉関連施設を利用する方の交通手段として「自動車」は欠かせないところであり、一定のオープンスペースの確保が見込める立地であることが望ましい。
- 発災時の体制として、災害ボランティア拠点は災害対策本部等と緊密な連携が可能であることが望ましい。

- 市のほぼ中央に位置する。
- (仮称) 新福祉社会館の実施事業、機能等をより向上させるためには庁舎機能との連携が重要
- 車でのアクセスが容易である必要があり、建設場所に接する道路は重要
- (仮称) 新福祉社会館は、子ども関連施策の活用を見込むことから徒歩・自転車又は公共交通を利用することも想定

これらの要件を満たす建設場所について、市域のどこからでも訪れやすい中心地に多目的室やマルチスペースといった「集う」「学ぶ」機能があることの効果はとて大きいと考えます。

保健センター、子ども家庭支援センター及び市民協働支援センターを導入することは、単に利便性の面だけでなく、出かけやすく集まりやすい市の中心に置くことで「集う」機能が効果的に機能することが期待でき、実際生活に即する「学び」に関する各種事業の実施は地域課題の解決力の強化、多様な担い手の育成・参画を促す効果も期待されることから、市の中心的な行政拠点であり、市民サービスの中核を担う庁舎と一体の敷地に整備することにより、地域共生社会の拠点を目指し、総合的サービス提供の基盤を築いていきます。

地域共生社会を実現するための拠点

(1) 保健福祉の総合的支援の充実

【基本施策】

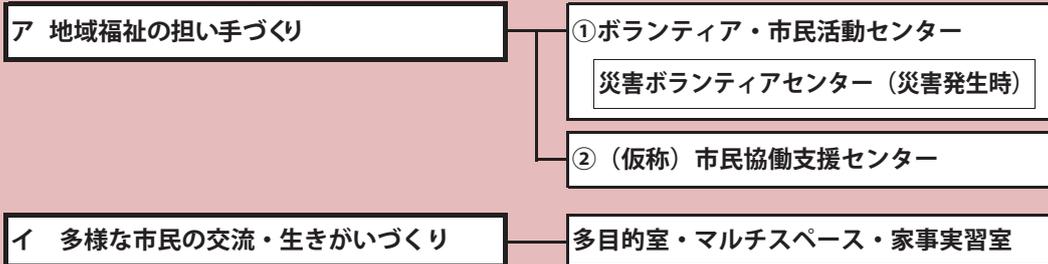
【機能】



(2) 参加と協働による多様な交流や活動の推進

【基本施策】

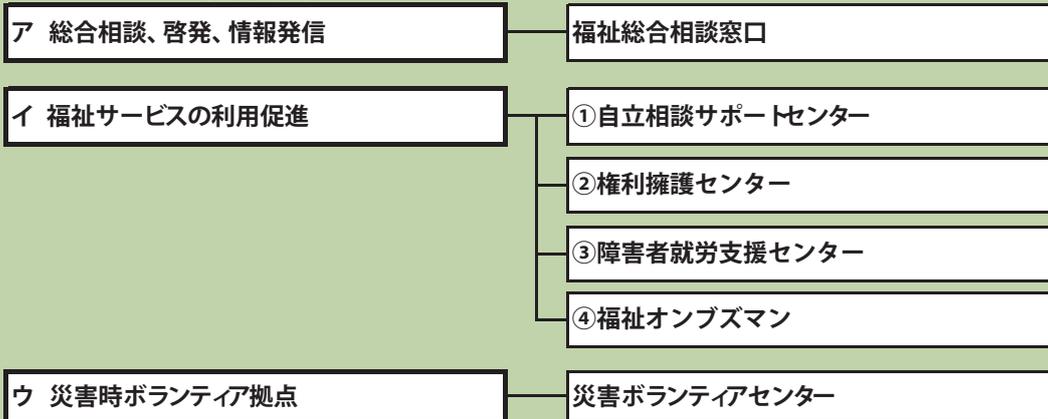
【機能】



(3) 地域福祉活動の推進

【基本施策】

【機能】



(4) 社会福祉協議会



(1) 保健福祉の総合的支援の充実

ア 保健衛生

健康教育や健康診査をはじめとする成人保健事業や食育事業を実施するほか、子育て世代に対しては妊婦面接事業をはじめとする母子保健事業と子育て・子育て支援事業との連携による切れ目のない支援を行います。

また、成人・母子健康診査や各種講座等を市域のほぼ中央部で実施することにより、利用者の利便性を高めます。

【機能イメージ】

- ・ 各種健康診査や予防接種といった保健衛生事業の実施
- ・ 健康教育や健康づくりに関する講座等の実施
- ・ 妊娠・出産・育児に係る子育て世代が抱える不安や健康保持への切れ目のない支援の実施

【(1)-ア】

機能名	保健センター	
目的	市民の健康福祉の増進等	
対象等	成人、妊産婦、乳幼児等	
想定スペース	●事務室 ●各種健康相談室等（健康診断会場） ●検査室・消毒室 ○会議室 ○事業用多目的スペース ○作業準備室 （○印は共有可能スペース）	
業務実績等	（H 28 実績） ・成人健康診査 延べ 2,993 人 ・成人健康相談・講座 延べ 437 人 ・母子健康診査 延べ 3,553 人 ・母子健康相談・講座 延べ 4,349 人 ・予防接種 延べ 1,055 人	
現業務形態	直営（一部業務委託）	

イ 子育て・子育て支援

子育て・子育て支援事業の紹介のほか、各種講座等の開催、親子あそびひろばといった場の提供を基に、子育て世代の家庭がつどい、子育てに係る情報交換、情報共有を通じた地域のつながり、支え合いの場を提供するとともに、母子保健事業との相互連携による切れ目のない支援を行います。

また、子育て世代の親子が集う場の提供や各種講座等を市域のほぼ中央部で実施することにより、利用者の利便性を高めます。

【機能イメージ】

- ・ 子育て・子育て支援事業の紹介
- ・ 子育て・子育て支援に関する講座の実施
- ・ 親子あそびひろばをはじめとする子育て世代の親子が集う場の提供

【(1)-イ-①】

機能名	子ども家庭支援センター
目的	地域の子育て家庭を支援し、子どもとその家族が安心して健康に生活することができる地域づくりを目指す。
対象等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に居住する満 18 歳未満の児童と保護者 ・ 地域で子育てに関わる活動をする者又はこれから活動しようとする者 ・ 親子あそびひろばは、おおむね 6 歳までの就学前児童とその保護者
想定スペース	<ul style="list-style-type: none"> ●事務室 ●相談室 ●ひろばスペース ●保育室 ○会議室 ○事業用多目的スペース ○作業準備室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H 28 実績) <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て相談 相談件数 3,322 件 / 専門相談 55 件 ・ 親子あそびひろば 利用者 24,690 人
現業務形態	直営 (一部業務委託)

【(1)-イ-②】

機能名	ファミリー・サポート・センター
目的	地域における一時保育等の育児に関する相互援助活動を支援することにより、市民が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、子育て家庭の福祉の増進に寄与する。
対象等	ファミリー・サポート・センターの会員 援助活動を行う者（協力会員）と援助活動を受ける者（依頼会員）が、その会員相互による援助活動を行う会員組織
想定スペース	<ul style="list-style-type: none"> ●事務室 ○会議室 ○事業用多目的スペース ○作業準備室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H 28 実績) 会員数 1,749 人 / 活動回数 4,235 回
現業務形態	業務委託

ウ 障がい者の社会参加支援

障がいのある人の社会参加と自立を促進し、福祉の増進を図るため、通所型の障害者支援施設機能を設置し、障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくりに努めます。

また、福祉共同作業所の利用者と新たな施設を訪れる市民との交流を通じ、障がいの理解啓発を推進します。

【機能イメージ】

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の規定に基づく障害福祉サービス事業を実施
- 障がいの理解啓発を推進

【(1)-ウ】

機能名	福祉共同作業所
目的	障がいのある人の福祉の増進及び障がいの理解啓発の推進
対象等	障害者総合支援法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けている18歳以上の者
想定スペース	●事務室 ●作業室 ●倉庫 ●休憩室 ●相談室 ●専用トイレ ●更衣室（※給湯室は共有可能） （○印は共有可能スペース）
業務実績等	（H28実績） 生活介護事業在籍者数 10名 就労継続支援B型事業在籍者数 5名
現業務形態	業務委託

エ 高齢者の就労・社会参加支援、生きがいつくり

高齢者が生きがいを持ち、これまで培った技能や技術を発揮するなど、社会の担い手側として活躍できる健康長寿の社会づくりを目指すため、就労や社会参加の場と機会を提供します。

【機能イメージ】

- ・ 高齢者の就労支援拠点の整備（シルバー人材センターへの支援推進）
- ・ 高齢者福祉を増進する拠点の整備・充実（老人クラブ活動の充実）

【(1)-エ-①】

機能名	シルバー人材センター
目的	就労を望む高齢者の適性と能力に応じた就労支援や市の仕組みを活用した就労支援の促進
対象等	・ 会員数：約 1,100 人 ・ 就労を望む高齢者
想定スペース	●事務室 ●作業室 ○会議室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H 28 実績) 就業実会員数：約 1,000 人 就業率：88.0%
現業務形態	法人運営

【(1)-エ-②】

機能名	悠友クラブ連合会
目的	高齢者の生活を健全で豊かなものとし、地域コミュニティの中で活躍や交流ができる機会を増やすため、地域を基盤とする高齢者自主的組織である老人クラブの活動を充実させる。
対象等	・ 会員数：約 1,500 人、13 クラブ ・ おおむね 60 歳以上
想定スペース	●事務室 ○会議室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H 28 実績) 健康増進活動 / 友愛活動 / 社会奉仕活動等
現業務形態	会による自主運営

(2) 参加と協働による多様な交流や活動の推進

ア 地域福祉の担い手づくり

自らが住む地域が抱える課題、そこに住む手助けを必要としている人々に対し、市民自らが自身の持つ能力を発揮し、主体的に地域を支え合える共生の社会作りを目指すため、社会福祉協議会やNPO法人といった団体と協働し、ボランティア活動に関わる講座・研修を開催します。

また、市民・行政の協働がなされるようコーディネートしたり、多様な市民活動をサポートしたり、市民がまちづくりや人づくりに積極的に関わられる場を創出します。

【機能イメージ】

- ・ ボランティア活動に関わる講座、研修の開催
- ・ 市民協働のための活動拠点の整備による協働のまちづくりや人づくりの推進

【(2)-ア-①】

機能名	ボランティア・市民活動センター
目的	福祉のまちづくりのためのボランティア活動拠点の運営
対象等	ボランティアしたい・必要としている個人・団体
想定スペース	●事務室 ○会議室等多目的スペース ○ボランティア作業室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H 28 実績) 延べ 480 人
現業務形態	社会福祉協議会自主事業

【(2)-ア-②】

機能名	(仮称) 市民協働支援センター
目的	小金井市市民協働のあり方等検討委員会の答申を踏まえ、協働の推進のための拠点を設置し、市民がまちづくりや人づくりに積極的に関わることのできる環境を整備する。
対象等	市民、市民活動団体、行政等
想定スペース	●事務室 ○会議室等多目的スペース ○ボランティア作業室 (○印は共有可能スペース) ※センター機能に必要な空間、設備は共有可能スペース等の中で別途検討する。 ※ボランティア作業室は物品貸出スペースを含む
業務実績等	(H 28 実績) 相談・コーディネート件数：147 件 (※現在は市民協働支援センター準備室として実施)
現業務形態	業務委託

イ 多様な市民の交流・生きがいつくり

年齢や障がいの有無にかかわらず、あらゆる市民が集える各種イベントや、福祉と健康に関する講演会・講座・研修等を実施し、相互理解を促進しノーマライゼーションの理念の定着を目指します。

また、福祉と健康に関わるボランティア団体等の活動場所や活動内容の紹介を通じ、市民自らが主体的に社会参加し、相互に支え合い、高め合える活動を支援する場を提供します。

なお、マルチスペースでは子どもから高齢者まで、多世代が気軽に立ち寄り、集まることのできる場を計画します。

利用にあたっては、高齢者や障がい者及び市内に所在する社会福祉に関する団体等への優先予約の導入を検討します。

【機能イメージ】

- 多くの市民が自由に利用でき、イベント会場としても活用できる場
- 講演会・講座や研修会場としての場
- 旧福祉会館で行われていた実際生活に即する「学び」としての場
- 旧福祉会館におけるロビーやギャラリー、娛樂室のような気軽に立ち寄ることができる場
- ボランティア団体、各種サークル活動など、福祉と健康に携わる団体の活動・紹介場所の提供

【(2)-イ】

対 象 等	行政機関、市民等
想定スペース	◆多目的室 ◆マルチスペース ◆家事実習室
業 務 形 態	貸室受付などは指定管理を想定
想 定 事 業	27頁【活動スペース機能の利用イメージ】参照

(3) 地域福祉活動の推進

ア 福祉と健康に関する総合的な相談、啓発・情報発信

年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方を対象に、各々が抱える生活課題に対し、課題解決に向けたアドバイスを行ったり、適切な機関へつなぐ専門員の配置及び福祉と健康に関する制度案内、講演会・研修等企画の紹介等の情報発信機能を実現する「福祉総合相談窓口」を導入します。

【機能イメージ】

- ・ 相談者自身が抱える生活課題を整理できず、適切な相談機関がわからない方と行政等をつなぐコーディネート機能
- ・ 福祉と健康に関する制度案内や各種事業・関係するNPO団体等の活動情報の発信

【(3)-ア】

機能名	福祉総合相談窓口
目的	個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援、市の関係部署や適切な相談機関につなぐコーディネート機能を有する窓口を設置する。
内容等	障がい者相談、高齢者相談、権利擁護相談、子育て相談、健康相談、生活困窮者自立支援相談、女性総合相談、その他
想定スペース	●事務室 ●相談室
業務実績等	※新機能のため現時点での実績なし
現業務形態	直営もしくは業務委託等も視野に入れて検討

イ 福祉サービスの利用促進

生活困窮や成年後見、障がいのある方への就労支援や福祉サービスへの苦情等、各種福祉サービスの利用を促進するため、各種制度の紹介を行います。

【機能イメージ】

- 各種福祉サービスの紹介等
- 専門機関における個別事業の利用促進

【(3)-イ-①】

機能名	小金井市生活困窮者自立支援事業（自立相談サポートセンター）
目的	生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行うとともに就労その他の支援体制を構築する。
対象等	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のうち、本事業による支援が必要と認められる市に居住するもの
想定スペース	●事務室 ●相談室 ○会議室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H 28 実績) ・プラン作成件数：82 件（年間） ・就労支援対象者数：37 人（年間） ・相談件数：1,476 件
現業務形態	業務委託

【(3)-イ-②】

機能名	福祉サービス総合支援事業（小金井市権利擁護センターふくしネットこがねい）
目的	福祉サービスの利用に際しての相談、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用援助、福祉サービスの利用に際しての苦情対応等を総合的かつ一体的に実施するための体制を整備する。
対象等	原則として市内に在住する高齢者及び障がい者
想定スペース	●事務室 ●相談室 ○会議室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H 28 実績) 相談／援助件数 8,618 件
現業務形態	業務委託

【(3)-イ-③】

機能名	障害者就労支援事業（障害者就労支援センター）
目的	障がい者の一般就労の機会の拡大を図り、障がい者が安心して働き続けられるよう、小金井市障害者就労支援センターを設置する。
対象等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労を希望する在宅の障がい者（児） ・就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等の福祉的就労に就いている障がい者（児） ・企業、事業所等に在籍している障がい者（児）等
想定スペース	●事務室 ●相談室 ○会議室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H 28 実績) 就労者／相談者：71 人／延べ 8,032 人
現業務形態	業務委託

【(3)-イ-④】

機能名	小金井市福祉サービス苦情調整委員（福祉オンブズマン）
目的	福祉サービスに関する苦情に公正かつ中立の立場で迅速に対応し、福祉サービスに対する市民の信頼性を高めるとともに、福祉の一層の向上を図る。
対象等	市が実施、又は関与する福祉サービス利用者
想定スペース	●事務室 ●相談室 ○会議室 ○作業室 (○印は共有可能スペース)
業務実績等	(H 28 実績) 苦情対応件数：9 人
現業務形態	直営

ウ 災害時ボランティア拠点

地震等による大規模災害発生時における、災害ボランティアの活動拠点としての「災害ボランティアセンター」機能を設けます。

【機能イメージ】

- 社会福祉協議会における災害ボランティアの養成
- 災害時におけるボランティアの受け入れ場等の調整

【(3)-ウ】

機能名	災害ボランティアセンター
目的	災害時における被災地での災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点整備
対象等	災害支援活動を希望する個人や団体
想定スペース	◆多目的室 ◆マルチスペース ※通常時はボランティア・市民活動センター内での設置を想定
業務実績等	なし
現業務形態	社会福祉協議会を主体した協働の運営形態を想定 ※小金井市と社会福祉協議会は「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書」を締結（H 17.8.9）している。

(4) 社会福祉協議会について

小金井市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）は、社会福祉法第109条の規定により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられており、地域福祉活動を推進する体制づくりとして「小金井市保健福祉総合計画」においても市との連携強化を図ることとしています。地域福祉を推進し、新施設の機能を更に高めるためにも、中核となる組織である市社協の事務室等を（仮称）新福祉会館へ併設します。

また、市と市社協は、地震その他の災害が発生した場合において、効果的な災害ボランティア活動に関する支援が行えるよう相互に連携することを目的とした「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書」を締結しています。

機能名	小金井市社会福祉協議会（事務室等）
目的	地域福祉活動の推進
想定スペース	●事務室 ●相談室 ○会議室 ○作業室 (○印は共有可能スペース)
現業務形態	法人運営

(5) 集約化対象施設について

保健センター

機能：保健センター
子ども家庭支援センター
ファミリー・サポート・センター
所在地：小金井市貫井北町 5-18-18
面積：2,373.85㎡
建物構造：鉄筋コンクリート造
その他：平成7年に保健所として建設
平成9年に市に移譲



旧福祉会館（平成28年3月31日閉館）

機能：売店、喫茶室
ふれあいギャラリー（ロビー）
健康治療室
娯楽室
悠友クラブ連合会事務局
小金井市社会福祉協議会
小金井市福祉サービス苦情調整員
ボランティア・市民活動センター
市民協働支援センター準備室
集会室
公民館本館事務室
学習室等
権利擁護センター
自立相談サポートセンター
家事実習室
視聴覚室
検診室
浴室
福祉共同作業所
所在地：小金井市中町 4-15-14
面積：2,760㎡
建物構造：鉄筋コンクリート造
その他：現在は、機能の一部は、現在は民間
物件等で事業を行っている。



市役所第二庁舎内

機能：小金井市障害者就労支援センター
「エンジョイワーク・こころ」
所在地：小金井市前原町 3-41-15
(第二庁舎1階一部)
面積：51㎡(共有の相談室含む。)
建物構造：鉄骨鉄筋コンクリート造
その他：第二庁舎として建物全体を賃借



シルバー人材センター事務所等

機能：事務所、作業所
所在地：①事務所、作業所
小金井市貫井北町 1-8-21
(中間処理場敷地内)
②作業所
小金井市貫井北町 1-8-21
(中間処理場敷地内)
③多目的作業所
小金井市本町 6-5-16
(本町暫定庁舎2階)
面積：385.53㎡
(① 207.34㎡ ② 98.69㎡
③ 79.5㎡)
建物構造：①木造 ②軽量鉄骨造
③軽量鉄骨造
その他：該当建物は行政財産使用許可



①事務所、作業所



②作業所

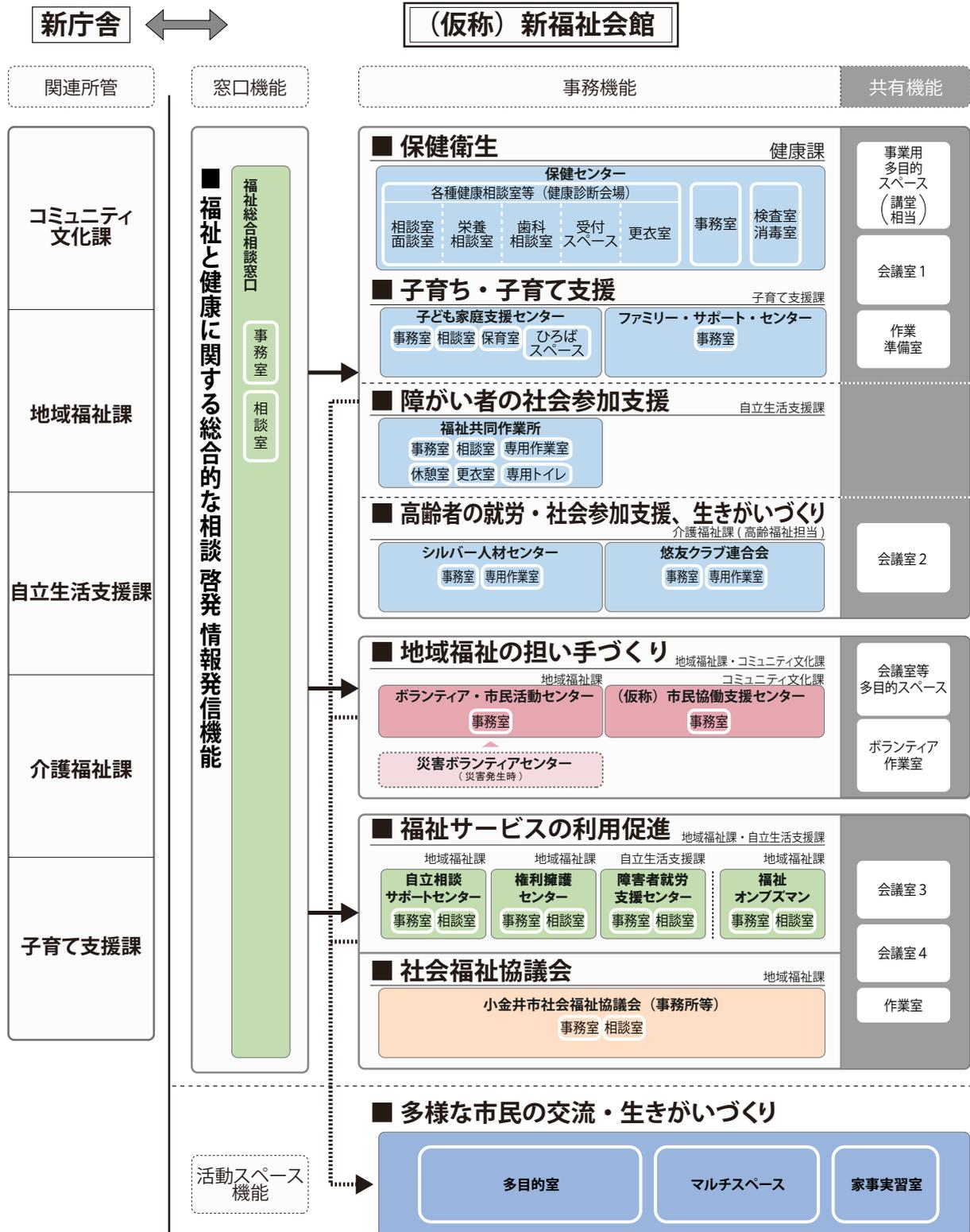


③多目的作業所(2階一部)

6 各機能における関係機関との連携について

(1) 機能全体の連携について

機能連携イメージ図

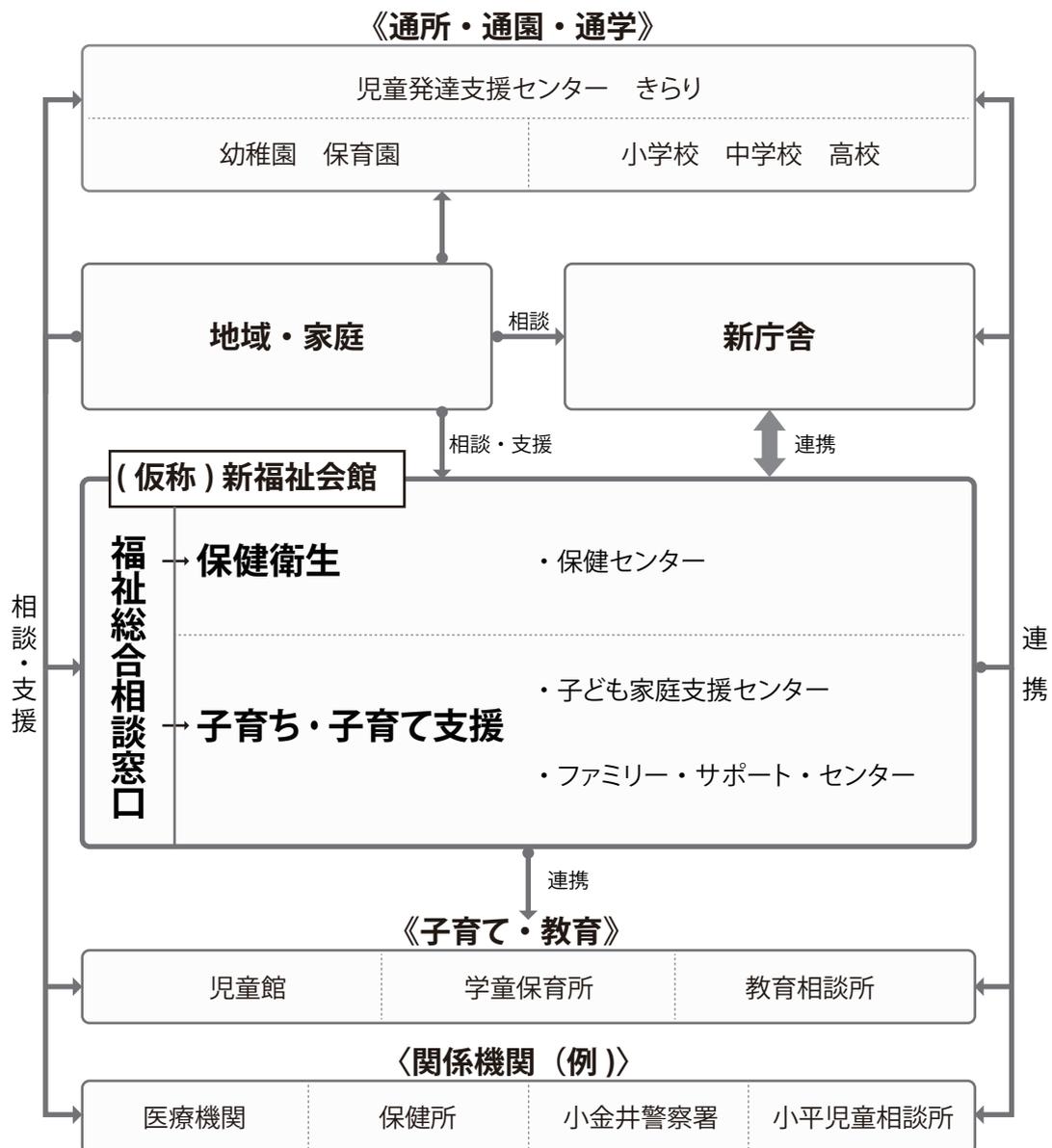


※ このイメージ図は部屋の配置・大きさ等を定めたものではありません。

(2) 保健衛生、子育て・子育て支援

(仮称)新福社会館内に導入予定の保健センター、子ども家庭支援センター、ファミリー・サポート・センターと、外部関係機関との連携図を以下に示します。

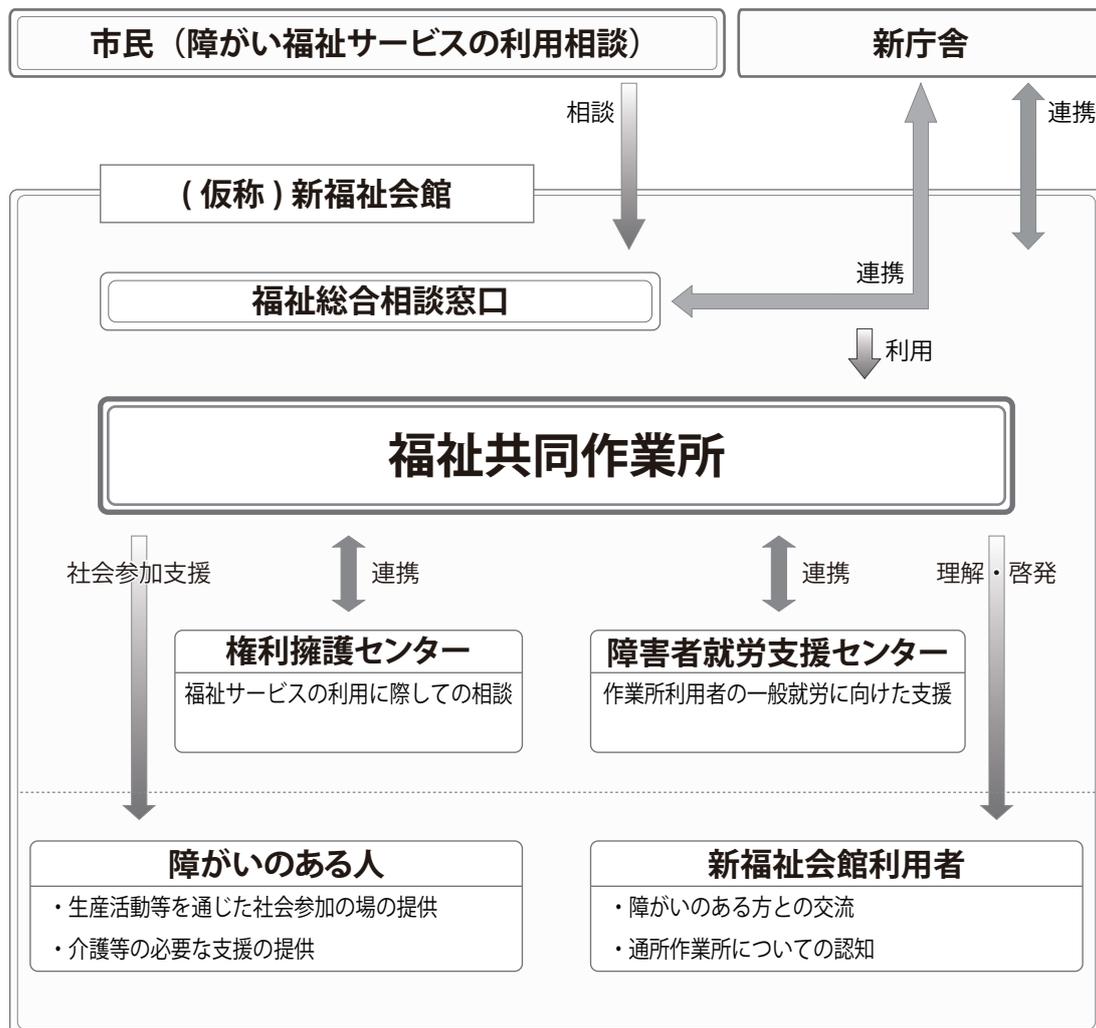
関係機関との連携イメージ



(3) 障がい者の社会参加支援

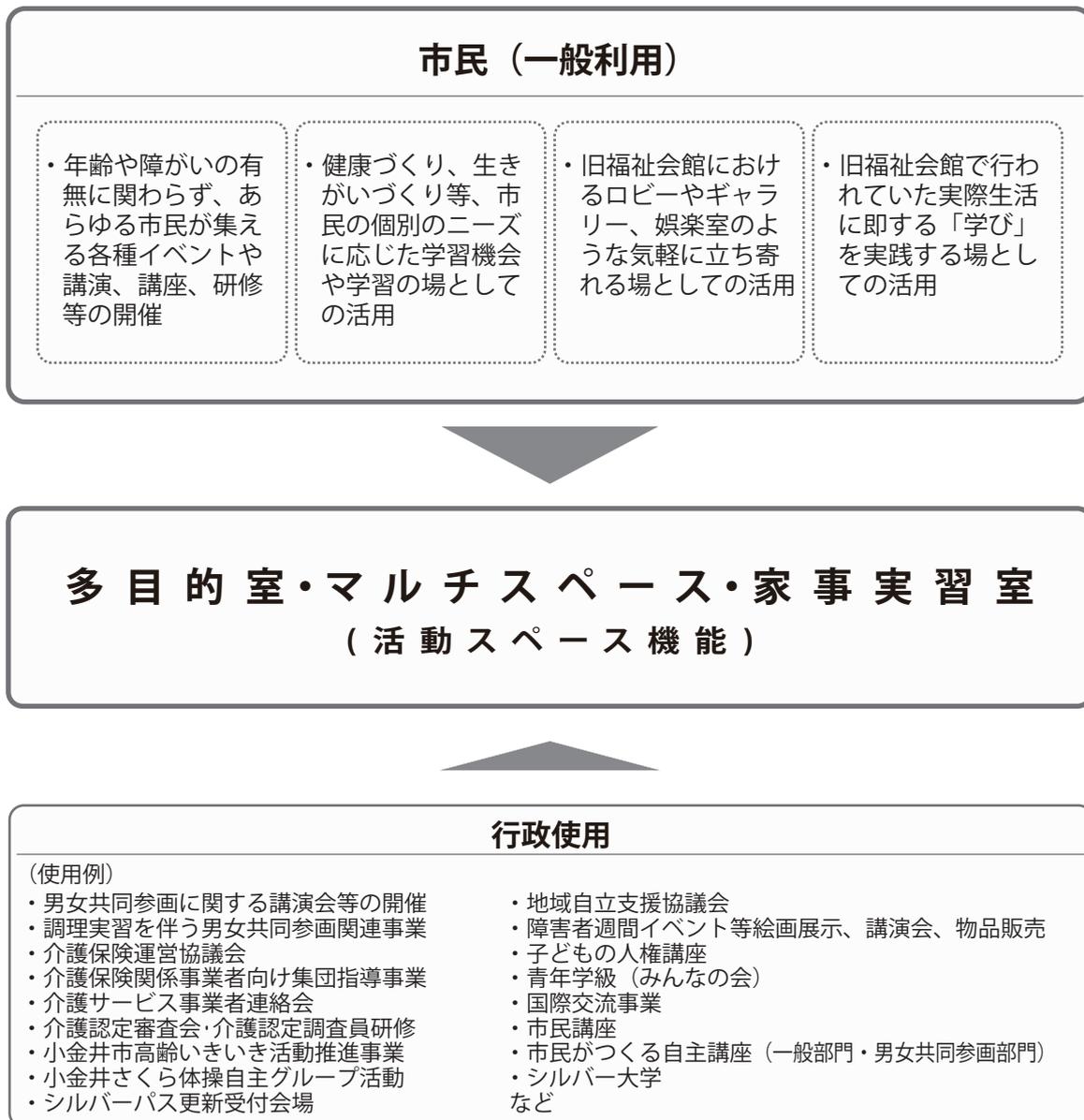
(仮称) 新福祉社会館内に導入予定の福祉共同作業所と他の機関等との連携図を以下に示します。

関係機関との連携イメージ



(5) 多様な市民の交流・生きがいつくり

活動スペース機能の利用イメージ



(6) 福祉と健康に関する総合的な相談、啓発・情報発信

情報発信

- 福祉と健康に関する制度案内や各種事業・関係するNPO団体等の活動情報の発信を行う。

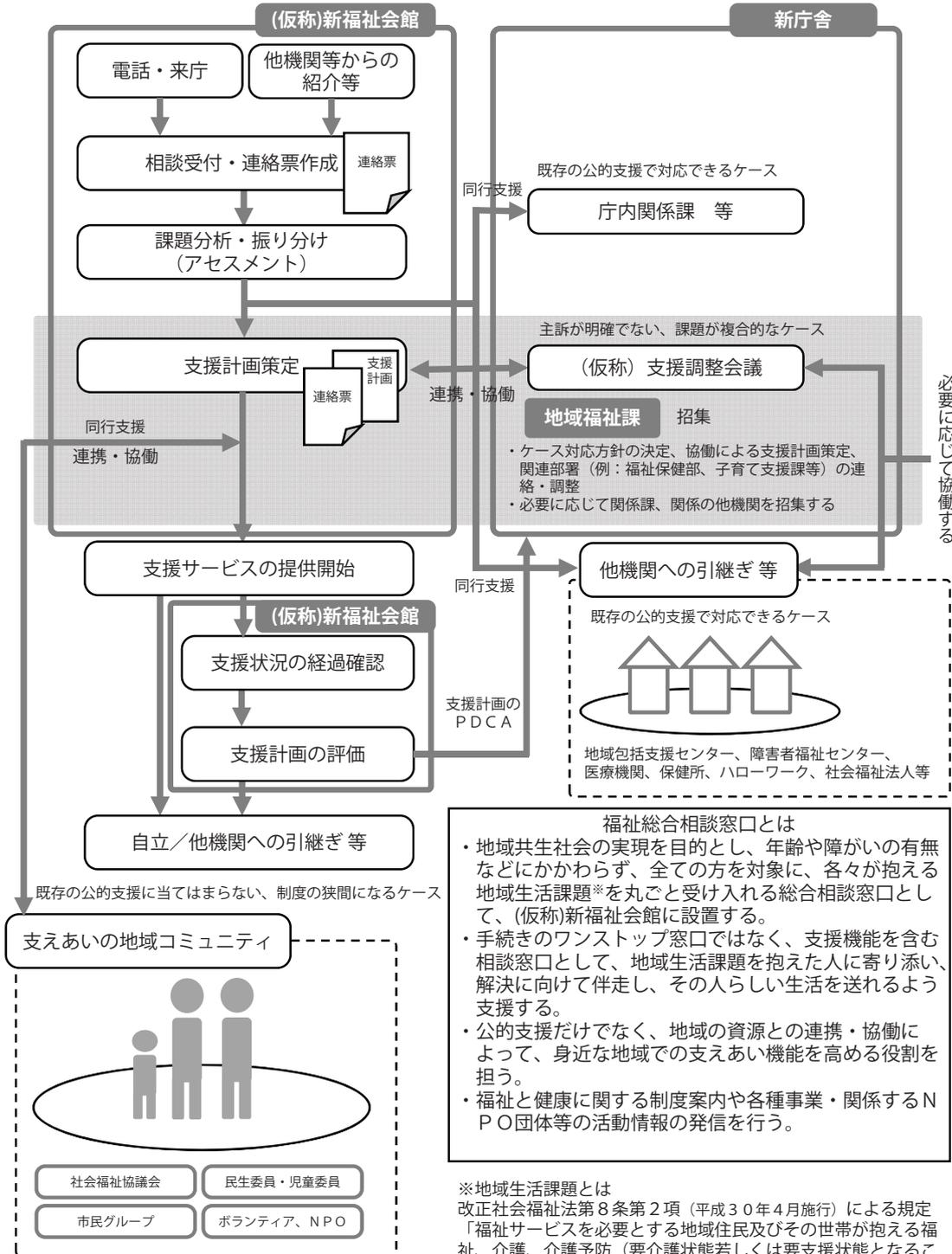
相談イメージ

- 本人からの相談だけでなく、ご近所や民生委員の方などからの「どうしたらよいかわからない」との相談の対応
- 市役所に行きづらい方へ気軽に相談できる場所を提供する。
- 必要な機関へ確実につなぐ。
- 複数の相談窓口で同じことを何度も繰り返して伝えることにより、精神的・肉体的に負担がかかっている現状を解消する。
- 課題が複雑化・深刻化する前に解決を図る。
- 相談者のニーズに応じた的確な相談ができて、専門的な相談にも応じることができる。
- 問題・課題を整理・見える化し、相談者の主訴を順位づけた上で支援先につなぐ。必要な情報（関係機関や専門相談等紹介）を提供する。
- 市役所には制度的に存在しない場合でも話を聞き、解決の道筋を探る。

福祉総合相談窓口における相談事例

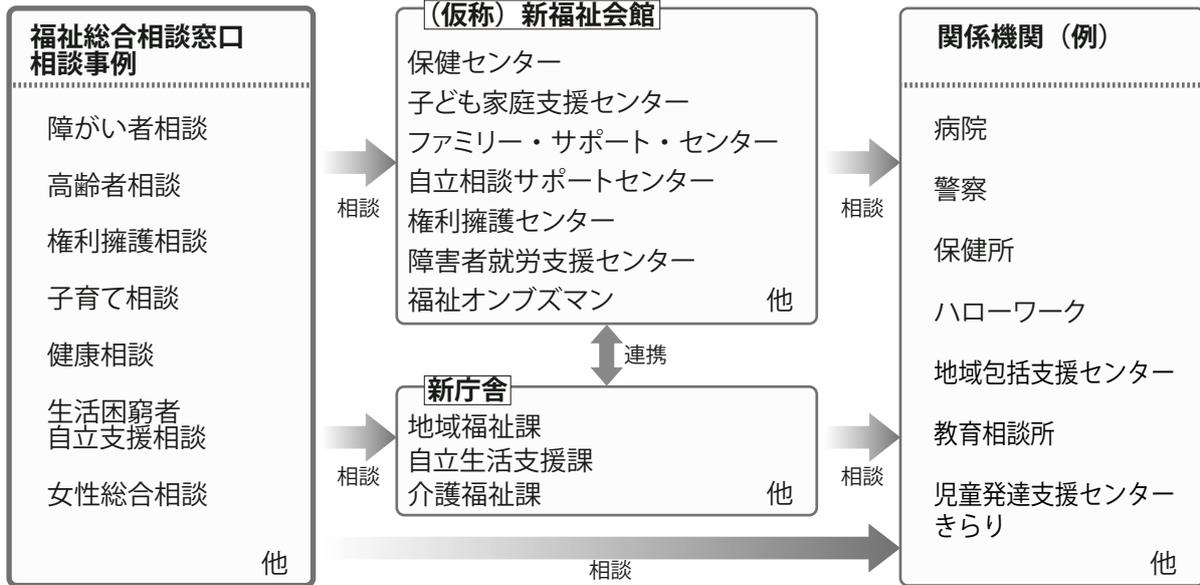
	相談例	福祉総合相談窓口でコーディネート
(A)	無職、精神疾患の疑いあり。 借金のため経済的に困窮している。	→ 地域福祉課、自立相談サポートセンター、 障害者就労支援センター、自立生活支援課、 消費生活相談室
(B)	家族が高齢のため、免許を返納させたい。	→ 話を聞き、一緒に考え、解決策を探す。
(C)	認知症の親と、精神疾患がある子の二人 世帯	→ 地域包括支援センター（認知症初期集中支援チ ーム）、病院、保健所、権利擁護センター、地 域福祉課、自立生活支援課
(D)	隣の家にゴミがあり、異臭がする。 自宅はゴミ散乱、不衛生、金銭管理もで きず生活支援が必要だが、行政の支援対 象になっていない例	→ 話を聞き、一緒に考え、解決策を探す、片 付け業者を紹介、権利擁護を紹介、必要が あれば見守り（民生委員との連携）
(E)	高齢の親の年金とパート収入でひきこも り。中高生の子を養っていたが、高齢に より収入が途絶えた。	→ 地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、 自立サポートセンター、保険年金課、ハロー ワーク立川

福祉総合相談窓口 相談の流れ



関係機関との連携イメージ

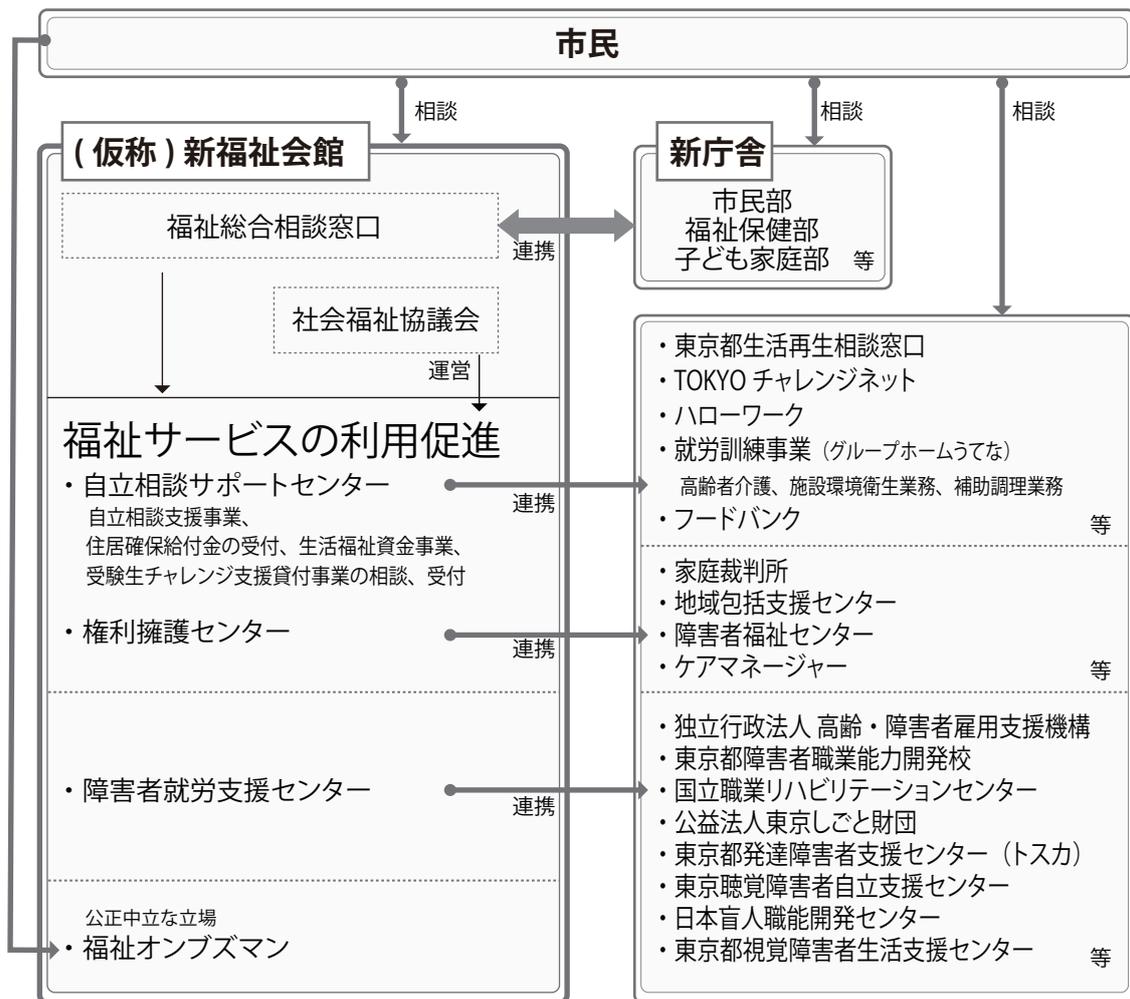
福祉総合相談窓口は、(仮称)新福祉社会館内の機能や新庁舎内の機能、外部機関へ相談者を適切につなぐ役割を担います。(仮称)新福祉社会館、新庁舎、関係機関への相談の流れを以下に示します。



(7) 福祉サービスの利用促進

自立相談サポートセンター、小金井市権利擁護センター、障害者就労支援センター、福祉オンブズマンと、外部関係機関との連携図を以下に示します。

関係機関との連携イメージ



7 施設整備方針

(1) 建物計画の基本的な考え方

施設運営の在り方について

- 施設整備に当たっては、機能的なまとまりとともに、管理動線の効率化や視認しやすいレイアウト構成を念頭に設計を進め、利用者にとって利用しやすい施設とするほか、同時に活動スペース機能では高い稼働率を目指し、効率的に運用が可能となるよう工夫します。また、施設が長く市民に親しまれ、利用されるため、時代や利用者ニーズの変化に柔軟に対応し、定期的にサービス内容等の見直しを行うなど、市民とともに育つ施設を目指します。

周辺環境にふさわしい施設計画

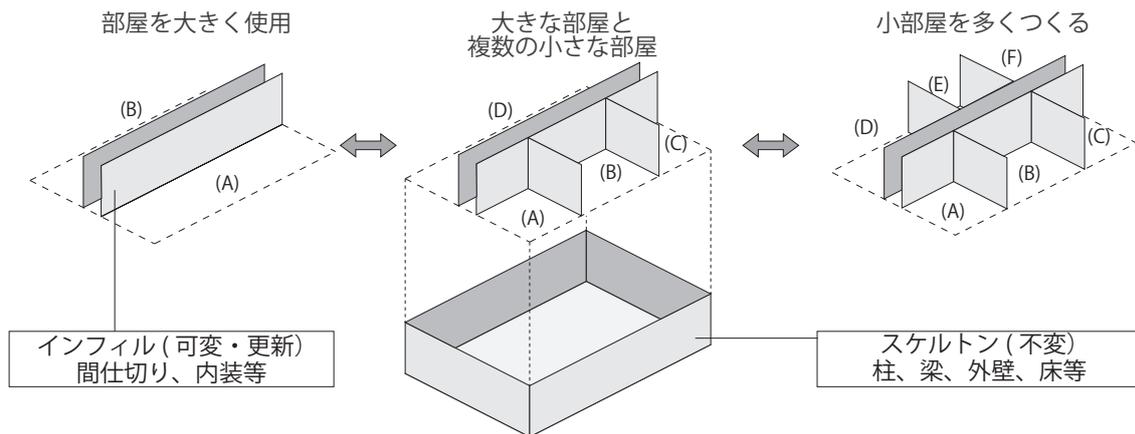
- 施設は小金井市の特徴である豊かな自然をモチーフとして、桜や緑の保存・移植・植樹などにより、「小金井市の景観にふさわしい建物」となるよう検討します。

市民のシンボルとなる施設計画

- 建物はJR中央線の車窓からも視認できる位置にあります。施設が福祉活動の拠点となり、小金井市民にとってシンボルと感じられるような、木を用いるなど温もりのある優しい外観を検討します。

スケルトン・インフィル方式の活用

- 多目的での活用が可能なスペースを確保することや可能な範囲においてスケルトン・インフィル方式（※）を取り入れ、限定的な部屋をつくるのではなく、社会のニーズの変化に対応できる空間を目指します。



※<スケルトン・インフィル方式>

スケルトンとは、柱・梁・床などの構造躯体を示し、インフィルとは間仕切り壁・仕上げ材など様々な設備の総称をいい、スケルトンとインフィルを分離して考えることにより、耐震性・耐久性のある構造体を保持しつつ、室内を作り変え長年にわたって建物を使うことができるという考え方です。

アプローチ環境の向上

- 大きな庇で施設の表情を持たせるなど、来館者をやさしく迎え入れるアプローチ空間を目指します。
- ベンチや木陰空間を設けるなど、歩道空間の環境の向上を目指します。

地産地消を推進する施設

- 多摩産木材を多用することで温もりあるインテリアを計画、また福祉器具販売や作品展示ができる空間を備え地域力の醸成を目指します。

近隣への配慮

- 周辺住戸に対して日影や圧迫感に配慮した配置計画、外壁に木を使ったデザイン、壁面緑化・屋上緑化など近隣への配慮を十分に行います。

エントランス・受付カウンター

- 見通しの良いエントランスや、情報ディスプレイに館内の予定を掲示するほか緊急時には文字表示で告知等、必要な情報がすぐ理解できるように検討します。
- 電動車椅子の利用も考えた高さを検討します。
- 携帯型の磁気ループの配備を検討します。

エレベーター計画

- 犯罪の予防等を目的にエレベーター内外に防犯カメラを設置し、安全で安心な施設利用ができるよう配慮します。

内装計画

- 腰壁や巾木の色を際立たせ、床と壁の色の違いをはっきりとさせ、通路の場所や方向性をわかりやすくなるよう配慮します。
- 壁の色は白くすると眩しいため、アイボリー系色等の目に優しい色を検討します。

サイン計画

- 高齢者、弱視者の視認性に配慮した色彩計画を検討します。
- 音声誘導サイン、点字サインを併設し、誘導床材は車いす等の支障のないよう突起の低いものを検討します。
- 壁平付サインは角を取り、取付高さは車椅子使用者の目線にも配慮します。
- トイレピクトサインの色・形状は一般的な色を検討します。
- 適切にサインを設置し、情報過多とならないよう配慮します。

避難誘導計画

- 火災報知器等に連動する非常放送、警報ランプの設置を検討します。
- 階段入口付近の避難誘導灯は、フラッシュ点滅タイプの設置を検討します。

トイレ計画

- 誰でもトイレは車いす使用者、オストメイト使用者、おむつ等交換者を優先します。
- 視覚障がい者にとって誰でもトイレは広く使いづらいため一般トイレへの誘導を検討します。
- 洗浄操作ボタン、手すりは壁の色と差をつけ、非常時呼出装置は設置位置を検証します。
- トイレブースが使用中であることを分かりやすくするサインの設置を検討します。

子どもの育ちと子育ての支援拠点

- 就学前の乳幼児とその保護者が安心して気軽に遊べる場、交流できるつどいの場を提供するとともに、相談については、プライバシーに配慮した相談室の設置を検討します。また、保育付き事業実施に当たり、専用の保育室の設置を検討します。
- 可能な限り壁を減らし、背の低い家具・置物等でレイアウトすることで、見通せる空間をつくり、安全に配慮した環境を目指します。
- ベビーカーの利用者が多いことが見込まれるため、ベビーカー置場を検討します。
- 授乳やおむつ替え等ができる設備を検討します（赤ちゃん休憩室の設置）。
- 東京都の「赤ちゃんふらっと」の基準を満たす設備となるよう配慮します（トイレ、授乳室等）。
- トイレトレーニングが行えるよう、幼児用トイレ等の器具・設備の設置を検討します。

(2) 外構計画の検討

ア 緑化計画・環境配慮について

地球環境に配慮した建物

- 空調設備や照明器具等、再生可能エネルギー等を十分考慮し、自然換気と自採光の得やすい構成とします。中水利用や太陽光利用については初期費用とのバランスに配慮した検討をします。また、敷地内の緑地スペースの確保や屋上緑化を積極的に行い、小金井らしい景観形成を目指します。

イ 駐車場・駐輪場計画について

① 駐車場計画

【配置計画】

- 車による来館者に配慮し、施設入口近くに車寄せ・乗降スペース等を予定します。
- 地域保健・福祉サービスの拠点でもあることから、施設利用者の利便性や、障がい者や高齢者等に配慮して、障がい者用を含め、駐車場はできる限りゆとりをもった駐車場を敷地内に整備します。

【台数計画】

- (仮称)新福祉会館は新庁舎と同敷地に建設されるため、新庁舎と一体とした場合における設置必要台数や利用状況を踏まえて駐車台数を設定します。
- 新庁舎の公用車が42台、新福祉会館の公用車等が6台(健康課2台、子ども家庭支援センター1台、社会福祉協議会2台、シルバー人材センター1台)の合計48台が公用車台数となります。
- 駐車場の想定台数としては、一般利用者の駐車台数を附置義務台数に加え、市民の利便性向上のために20台上乗せすることとし、
公用車(48台) + 付置義務台数(58台) + 利便性向上のための設置台数(20台)
⇒合計126台とします。

② 自転車駐輪場

【配置計画】

- 施設への交通手段として、多くの利用が予想される自転車の駐輪場を整備します。また、利用対象者を考慮し、高齢者用自転車や幼児2人用自転車等も駐輪しやすい、ゆとりある駐輪スペースの確保に努めます。

【台数計画】

- 駐輪場の台数算定において、附置義務台数はありません。他市事例によるとほぼ同じ市域面積の近隣市では「延べ面積が900㎡を超える公共施設について、延べ面積45㎡ごとに1台」という基準を設けている自治体もあります。
- 駐輪場の計画台数について、近隣市の事例を参考に新庁舎と一体として算定すると、
 $16,400 \text{ m}^2 \div 45 \text{ 台} / \text{ m}^2 = 364.4 \text{ 台} \div 365 \text{ 台}$
本市では自転車利用者が非常に多いことを考慮し、市民の利便性向上のための設置台数として合計400台とします。

(3) 新庁舎と（仮称）新福祉社会館の整備手法について

新庁舎建設基本計画の基本理念と（仮称）新福祉社会館の基本的な機能にはそれぞれ共通する部分があります。

自治の要となる「市民のための庁舎」の実現には、市民の参加と協働、そして公共サービスの拠点としての充実が必要であり、その点で保健福祉の総合的支援の充実や相互に連携する機能の効率的な配置が重要になってきます。

また、人や地域に「安全でやさしい庁舎」の実現に向け、「子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実」や「誰もが健康でいきいきと暮らすことのできる地域の実現」に向けた機能を含めていくことは、少子高齢化等によるサービス需要の変化への確に対応するためにも必要なことと考えます。

更には、将来的に求められる地域共生社会の実現に欠かせない機能である「参加と協働による多様な交流や活動の推進」、「地域福祉活動の推進」は地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで生まれるものであり、このことの推進には、市民の参加と協働の支えが必要と考えます。

このように新庁舎と（仮称）新福祉社会館において整備する機能は、それぞれを補い、支え合う関係にあるところです。

新庁舎と（仮称）新福祉社会館の多機能・複合化によって、庁舎建設予定地有効活用の市民ワークショップにおいて提案された福祉と行政のつながりの強化、市民サービスや利便性の向上が見込めると考えています。

例えば、1階に新庁舎の玄関ホールと（仮称）新福祉社会館のマルチスペースを一体空間として整備することで、豊かなイベントスペースを創出する事ができ、新庁舎建設基本計画で掲げている「市民の参加と協働を支える庁舎」「誰もが安心して気軽に立ち寄り、くつろげる庁舎」の実現に近づきます。

また、社会福祉協議会をはじめとした各種相談業務や（仮称）市民協働支援センターなどの市民活動等に対する行政の支援や庁舎内での各種手続きは、市民と職員の往来をしやすくすることで、（仮称）新福祉社会館内の自立した機能を充実させる効果に加え、必要に応じた行政との緊密な連携や支援が可能となり、（仮称）新福祉社会館の役割である地域共生社会を実現するための拠点に相応しい施設となると考えています。

新庁舎と（仮称）新福祉会館の多機能・複合化により見込む効果例

機能名	期待する効果	今後の検討課題
保健センター	妊娠届提出から妊婦面談までの市民サービス及び業務効率性の向上	本市における子育て世代包括支援センター機能の在り方
子ども家庭支援センター	相談対応の円滑な連携による市民サービス及び業務効率性の向上	
福祉共同作業所	マルチスペース、オープンスペースにおける市民との関わり合いを通じた障がいの理解啓発	来庁者とのふれ合いの仕組みづくり
シルバー人材センター	市発注業務における連携強化及び独自事業の活性化	独自事業の活性化に係る市の支援体制
悠友クラブ連合会	老人クラブ活動の活性化、加入相談、手続きの円滑化	他関係団体との相互調整及び事務スペースの効率化
ボランティア・市民活動センター	各事業所管課との連携強化及び協働・支援の円滑化	必要資機材等
（仮称）市民協働支援センター	庁内関係各課との連携の円滑化	
多目的室 マルチスペース 家事実習室	各種事業における協働・支援の拡充及びスペースの有効活用	管理運営事項の整理及び必要資機材等
福祉総合相談窓口	庁内関係各課の連携による福祉の総合的支援体制の強化	福祉総合相談体制及び総合窓口との連携と役割の明確化
社会福祉協議会	保健福祉総合計画と地域福祉推進計画の連携・推進	福祉総合相談体制及び発災時対応マニュアル整備等
会議室・相談室	利用需要に応じた共用化による省スペース化	管理運営事項等の整理

更なる利便性の向上、コスト縮減を図るため、各機能等の配置や運用の工夫と併せて、基本設計において検討します。

なお、施設のイメージの一例として、次項で【平面イメージ】を示します。

※ <多機能化・複合化>

「多機能化」とは、ソフト面の観点から、一つの施設に複数の機能を持たせること、「複合化」とは、ハード面の観点から、一つの建物に複数の施設を集合させることを指す。

(4) 建物の空間イメージ

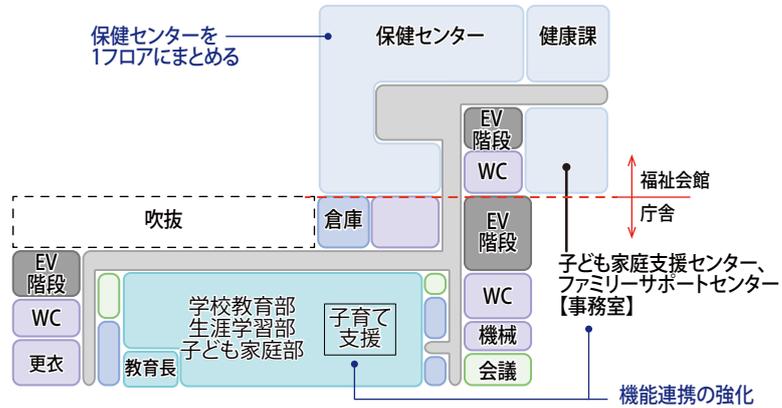
(仮称)新福社会館は新庁舎と同敷地に計画されるため、新庁舎と(仮称)新福社会館の配置計画によって、(仮称)新福社会館は5階建てとなることが想定されます。

基本事項

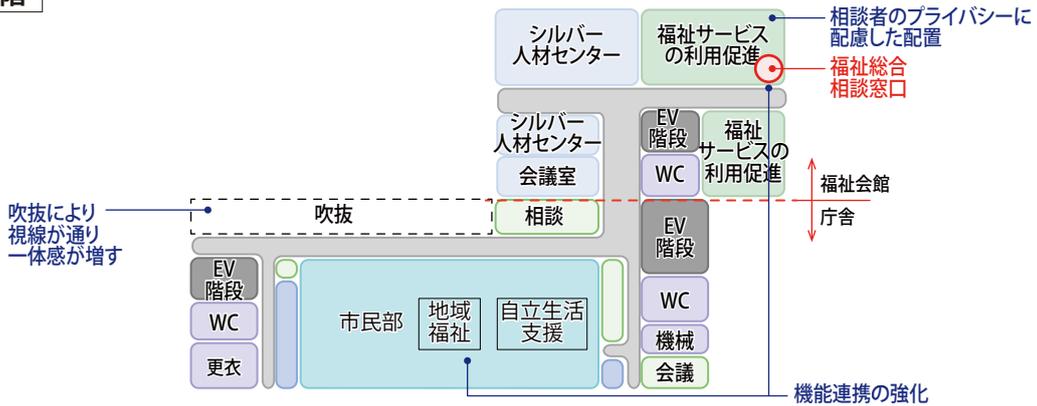
- 階によるゾーニングを明確にし、各機能の独立性と連携性を図ります。
- 低層部はマルチスペースを中心に気軽に入りやすいエントランスと、福祉総合相談窓口による相談のコーディネート機能、福祉共同作業所、シルバー人材センターを計画します。また、福祉総合相談窓口には各種事務機能を隣接させる配置とし、関係機関との連携性を図ります。また、福祉共同作業所はプライバシーに配慮した配置となる計画とします。
- 中層部は保健センター、子ども家庭支援センター、ファミリー・サポート・センターを計画し、保健センターはできる限り1フロアとし、健康課と子ども家庭支援センター、ファミリー・サポート・センターの事務室はまとまりをもった配置計画とします。
- 上層部はボランティア・市民活動センター、(仮称)市民協働支援センターと活動スペース機能が隣接する計画とします。

平面イメージ 1階～3階

3階



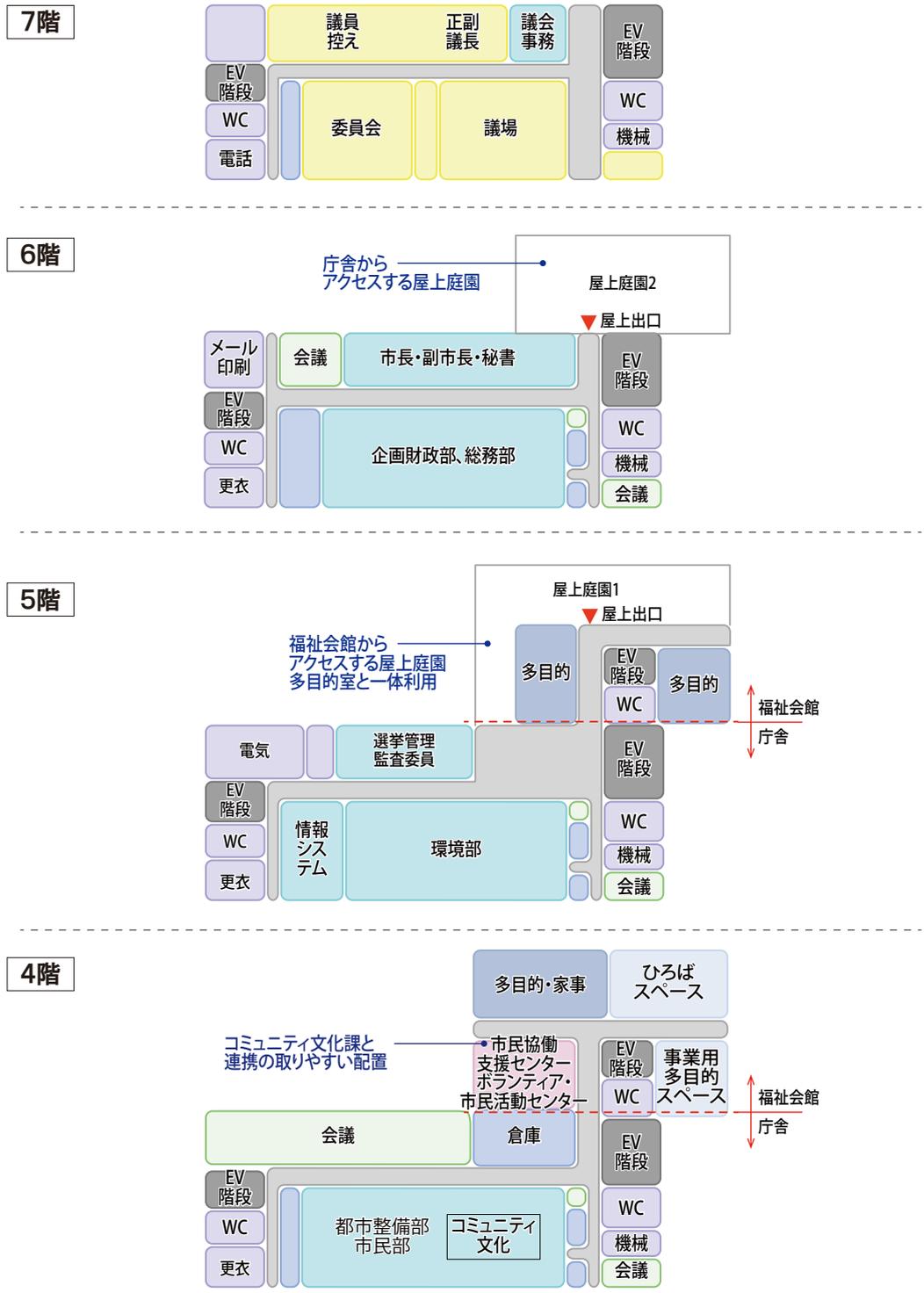
2階



1階



平面イメージ 4階～7階（6階～7階は庁舎のみの想定）



- <凡例>
- 福祉会館
 - 保健・子育て・障がい者・高齢者
 - 地域福祉の担い手
 - 福祉サービスの利用促進
 - 活動スペース機能
 - 庁舎
 - コア
 - 執務室
 - 倉庫
 - 会議室
 - その他
 - ロビー・廊下
 - 議会

(5) 建設規模

公共施設等総合管理計画を踏まえ多機能化・複合化による総量抑制を図ることを前提に、施設の規模は、延床面積4,400㎡を基本としつつ、適切な延床面積となるよう努めるものとします。また、個別機能の他に多数の市民の利用が可能な多目的室やマルチスペース、家事実習室を設置します。

機能分類別の面積と想定スペース

分類	主な機能（事業）	面積	想定スペース（）は共有
保健福祉の総合的支援の充実	保健衛生	保健センター	おおむね 1,540㎡
	子育て・子育て支援	子ども家庭支援センター ファミリー・サポート・センター	
	障がい者の社会参加支援	福祉共同作業所	
	高齢者の就労・社会参加支援、生きがいづくり	シルバー人材センター 悠友クラブ連合会	
参加と協働による多様な交流や活動の推進	地域福祉の担い手づくり	ボランティア・市民活動センター (災害ボランティアセンター) (仮称) 市民協働支援センター	おおむね 135㎡
	多様な市民の交流生きがいづくり	活動スペース機能	おおむね 710㎡
地域福祉活動の推進	総合相談、啓発情報発信	福祉総合相談窓口	おおむね 200㎡
	福祉サービスの利用促進	自立相談サポートセンター 権利擁護センター 障害者就労支援センター 福祉オンブズマン	
社会福祉協議会	社会福祉協議会事務局	おおむね 35㎡	事務室、相談室、 (会議室)、(作業室)
その他附帯設備等（別途調整）		必要面積	
小	計	おおむね 2,620㎡	
共用部相当分		おおむね 1,780㎡	玄関ホール、廊下、階段、トイレ、多目的トイレ、エレベーター、エレベーターホール、電気室等各種設備室など
合	計	4,400㎡	

8 管理運営

市では多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間等の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として指定管理者制度を導入しており、旧福祉会館においても指定管理者制度を導入して建物の管理運営を行っていました。

(仮称)新福祉会館においても、効果的・効率的に施設管理を行うため、最適な管理運営体制を検討します。

現在の業務形態

機能名称	事業形態			備考
	直営	委託	その他 (自主事業等)	
保健センター	○	○		(直営) 相談事業 (委託) 健診事業
子ども家庭支援センター	○	○		(直営) 子育て相談、その他 (委託) 親子あそびひろば
ファミリー・サポート・センター		○		
ボランティア・市民活動センター (災害ボランティアセンター)			○	
(仮称) 市民協働支援センター		○		現在は準備室として業務委託
福祉共同作業所		○		
悠友クラブ連合会			○	
シルバー人材センター			○	
福祉総合相談窓口	-	-	-	新設 (業務委託を検討)
自立相談サポートセンター (生活困窮者自立支援事業)		○		
権利擁護センター (福祉サービス総合支援事業)		○		
障害者就労支援センター		○		
福祉オンブズマン (福祉サービス苦情調整委員)	○			
社会福祉協議会			○	

9 災害時危機管理

(1) 災害に強い、安全な施設

(仮称)新福社会館は、普段から多くの人々が利用するだけでなく、大規模災害発生時における役割が果たせるように、必要な耐震安全性や機能を備えた施設を目指します。

具体的には災害ボランティアの活動拠点としての役割や、「小金井市地域防災計画」(平成27年2月策定)に基づく医療活動拠点の保健センター内への設置、それに伴う情報収集活動等や市民に対する医療相談窓口の設置が想定されています。

(2) 災害時の機能転換について

多目的室をはじめ、各事業スペース等は、災害時機能転換を円滑に行えるように、機能転換方法等について検討を行います。

(3) 災害ボランティアセンターについて

小金井市と社会福祉協議会は、「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書」を平成17年8月9日に締結しています。社会福祉協議会、市民活動団体との連携を強化するとともにボランティア活動体制の強化を推進します。

災害時における自助・共助・公助について地域とともに考えるリーダー的な役割を果たす施設となるよう検討します。

10 基本計画策定の経緯

(1) (仮称) 小金井市新福祉社会館建設に関する庁内検討委員会

ア 期間

平成29年4月13日から平成30年3月31日まで

イ 検討内容

(設置要綱抜粋)

(仮称) 小金井市新福祉社会館（以下「新施設」という。）建設に当たり、新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等について、建設の前提となる基本的な考え方を示す新施設建設基本計画の策定において必要な事項を検討し、及び協議する。

検討内容一覧

区分	開催日程	検討内容等
第1回	平成29年4月14日	○検討委員会の目的及び設置要綱の説明 ○福祉保健部案及び市民説明会の説明
第2回	平成29年4月27日	○市民説明会結果報告 ○理念・機能と事業展開の整理 ○建設場所及び規模等について
第3回	平成29年5月15日	○理念・機能と事業展開の整理
第4回	平成29年5月30日	○理念・機能と事業展開の整理
第5回	平成29年6月7日	○理念・機能と事業展開の整理
第6回	平成29年6月15日	○理念・機能と事業展開の整理
第7回	平成29年6月23日	○理念・機能と事業展開の整理 ○建設場所及び規模等について ○建設基本計画（素案）について
第8回	平成29年6月29日	○建設基本計画（素案）について
第9回	平成29年12月26日	○パブリックコメント結果等の検証について ○(仮称) 新福祉社会館機能に係る議員間討議結果による市議会としての最大公約数の意見等及び決議の検証について
第10回	平成30年1月10日	○パブリックコメント結果等の検証について ○(仮称) 新福祉社会館機能に係る議員間討議結果による市議会としての最大公約数の意見等及び決議の検証について
第11回	平成30年1月24日	○(仮称) 小金井市新福祉社会館機能に係る市議会及び会派意見、決議に対する検討について
第12回	平成30年1月29日	○(仮称) 小金井市新福祉社会館機能に係る市議会及び会派意見、決議に対する検討について
第13回	平成30年1月31日	○(仮称) 小金井市新福祉社会館機能に係る市議会及び会派意見、決議に対する検討について
第14回	平成30年2月19日	○(仮称) 小金井市新福祉社会館建設基本計画（案）の検討について

(2) (仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会

ア 期間

平成29年7月7日から平成30年1月31日まで

イ 検討内容

(設置要綱抜粋)

(仮称) 小金井市新福祉会館(以下「新施設」という。)建設に当たり、新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等について、建設の前提となる基本的な考え方を示す新施設建設基本計画の策定において必要な事項を検討し、及び協議する。

検討内容一覧

区分	開催日程	検討内容等
第1回	平成29年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員顔合わせ ○ 委員長・副委員長選任 ○ 建設基本計画(素案)説明 ○ 建設場所の検討(確定)
施設見学	平成29年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所沢市「子どもと福祉の未来館」 ○ 三鷹市「元気創造プラザ」
第2回	平成29年9月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本理念の検討 ○ 導入機能等の検討
第3回	平成29年10月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 導入機能等の検討 ○ 建設基本計画(案)作成
第4回	平成29年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 導入機能等の検討 ○ 建設基本計画(案)作成
第5回	平成29年11月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設基本計画(案)作成
	平成29年11月22日 ～12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○ パブリックコメント実施
第6回	平成30年1月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○ パブリックコメントを踏まえた建設基本計画(案)の検討
第7回	平成30年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設基本計画(案)の確定、市長へ提出

1 1 (仮称) 新福社会館建設に向けたこれまでの経緯

時 期	内 容
昭和43年3月	(旧) 福社会館建築
平成23年3月	(旧) 福社会館耐震診断委託において、耐震補強等の対策が必要であり、建物全体に対しても補修等の改善が必要であるとの診断を受け、耐震補強工事等庁内検討委員会を設置
平成23年3月 ～平成24年3月	庁内検討委員会における検討の結果、耐震工事は行わず最終的な場所は決定しないが建て替えを行うことを決定
平成24年4月 ～平成26年6月	福社会館の整備等に関する庁内検討委員会を設置し、検討の結果、耐震補強工事を行うことが現実的と判断するとともに、建て替えに向けた課題の整理について協議・検討を継続
平成26年7月	保健福祉施策における制度変更等、将来を見据え、新たな基本理念のもと、新たな場所で施設を建設することを決定
平成26年12月	建設予定地を本町暫定庁舎用地とした平成31年度竣工目標の(仮称)新福社会館建設計画(案)を策定
平成27年12月	(仮称)新福社会館建設検討委員会(第1回)開催 ※以降の開催はせず、平成28年10月に解散 市長交代に伴い(仮称)新福社会館建設に係る事業を中断
平成28年3月 ～平成28年8月	庁内にプロジェクトチームを設置し、新庁舎建設において本庁舎・第二庁舎・福社会館・図書館・前原暫定集会施設・本町暫定庁舎を複合化することの調査、検討実施
平成28年10月	小金井市議会「新福社会館と新庁舎の早期建設を求める決議」を全会一致で可決 6施設複合化をゼロベースで見直すことと合わせ、新庁舎・新福社会館・清掃関連施設の再整備を一体的な課題とし、早急な検討に着手
平成28年12月	新庁舎及び新福社会館は、平成33年度竣工を目標とすることを表明
平成29年1月 ～平成29年3月	福祉保健部内で、(仮称)新福社会館建設計画について検討し、「(仮称)新福社会館建設に係る検討結果報告書」を策定
平成29年4月	(仮称)小金井市新福社会館建設に関する市民説明会を開催(2回)
平成29年4月 ～平成29年6月	(仮称)小金井市新福社会館建設に関する庁内検討委員会を設置し、新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等について調査、検討を行い、「(仮称)小金井市新福社会館建設基本計画(素案)」を策定
平成29年7月	(仮称)小金井市新福社会館建設市民検討委員会を設置し、新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等について、建設の前提となる基本的な考え方を示す新施設建設基本計画の策定において必要な事項を検討、協議を開始
平成29年10月	小金井市議会が「市民サービスの充実に向け、(仮称)新福社会館の床面積の弾力的見直しを求める決議」を全会一致で可決

時 期	内 容
平成29年11月 ～平成29年12月	(仮称) 小金井市新福社会館建設市民検討委員会による「(仮称) 小金井市新福社会館建設基本計画(案)」に対するパブリックコメントを実施
平成29年11月	(仮称) 小金井市新福社会館建設市民検討委員会による「(仮称) 小金井市新福社会館建設基本計画(案)」の市民説明会を開催(2回)
平成29年12月	小金井市議会が「(仮称) 新福社会館機能に係る議員間討議結果による市議会としての最大公約数の意見等」を市長に送付、また、「福祉総合相談の在り方を早急に示すことを求める決議」を可決
平成30年1月	(仮称) 小金井市新福社会館建設市民検討委員会が「(仮称) 小金井市新福社会館建設基本計画(案)」を市長へ提出
平成30年3月	小金井市議会が「福祉総合相談窓口を市庁舎内に設置することを求める決議」を可決
平成30年3月	(仮称) 小金井市新福社会館建設基本計画市民検討委員会が市長へ提出した「(仮称) 小金井市新福社会館建設基本計画(案)」に市議会の意見等を踏まえて検討した「(仮称) 小金井市新福社会館建設基本計画」を策定

(仮称) 小金井市新福社会館建設基本計画

発行年月：平成 30 年 3 月

発行：小金井市

編集：小金井市福祉保健部

〒184-8504

東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号

担当：地域福祉課 福社会館等担当

電話：042-387-9915 F A X：042-384-2524

